

# コンサート出演契約書

公演主催者名 (以下、甲といいます)と ミュージシャン名 (以下、乙といいます)とは、甲が制作するコンサートの出演業務について、つぎの通り契約を締結します。

## 第1条(目的)

甲は乙に対し、別紙記載の日程で行われる甲所属のアーティスト、アーティスト名のコンサートツアー「ツアー名」(以下、本件コンサートといいます)に出演を委託し、乙はこれを受諾します。

## 第2条(業務)

乙は本件コンサートの出演業務の遂行に際し、甲の指示に従い、甲に協力し、出演業務を行うものとします。また、甲乙は業務の遂行に関し、お互いに詳細な連絡および報告を行うものとします。

## 第3条(出演料)

甲は乙に対して、本件コンサートの出演料として、以下の報酬を支払うものとします。なお、本番1ステージの報酬には、当日のリハーサル代および移動日拘束料が含まれているものとします。

- ①本番1ステージ・・・ 金 円也(源泉税込)
- ②リハーサル1日・・・ 金 円也(源泉税込)

## 第4条(経費)

1. 前条に規定する出演料には、衣装代、楽器使用料、楽器メンテナンス代が含まれているものとします。
2. コンサートツアーのための旅費・交通費および宿泊代は、甲がこれを負担するものとします。
3. リハーサル時の交通費については、乙がこれを負担するものとします。

## 第5条(健康管理)

乙は、本件コンサート中の健康管理について、十分に注意するものとします。

## 第6条(支払方法)

甲は、乙からの請求書の受領した月の末日を締切日として乙への報酬金額を計算し、各締切後の翌々月末日に乙の指定する銀行口座へ現金振込をもって乙に支払うものとします。

## 第7条(肖像等)

乙は、本件コンサートに関して、甲または甲の指定する者が以下の目的のために乙の氏名、芸名、肖像、写真、筆跡、経歴等は無償で使用することを許諾します。

- ① 本件コンサートの広告宣伝(新聞、雑誌、TV、ラジオ等)
- ② 本件コンサートのパンフレット
- ③ アーティスト名のファンクラブ会報誌
- ④ 本件コンサートを収録したビデオやCD等の広告宣伝および添付物

## 第8条(映像・音源の二次利用)

1. 乙は甲に対し、本件コンサートにおける乙の実演に係る著作権法上の一切の権利(著作隣接

- 権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権を含みます)を地域、期間、範囲の何等制限なく独占的に譲渡します。
2. 甲は、前項により、本件コンサートの映像(音声を含みます)を収録し、その映像または音声を固定した原盤(以下、本件原盤といいます)を利用して、ビデオグラムやレコードを複製・頒布し、またテレビやラジオ、インターネット等において本件コンサートの一部または全部を公衆送信等することができます。
  3. 本件原盤の利用における乙への報酬については、甲乙が別途協議して取り決めるものとします。ただし、本件コンサートの宣伝目的の場合または甲が無償で本件原盤を使用許諾する場合は、乙への報酬は発生しないものとします。

#### 第9条(契約期間)

本契約は、本契約の締結日よりその効力を発し、本件コンサートの公演および経費精算の完了をもって終了するものとします。

#### 第10条(安全確保)

甲は、本件コンサートの実施会場での観客の安全を確保するために必要な措置を取る義務を負い、かかる義務の違反による観客その他の第三者からの損害賠償につき、すべての責任を負うものとします。

#### 第11条(録音・録画機器)

甲は、本件コンサートの実施に際し、入場者が録音または録画機器を会場内に持ち込まないようにするために合理的措置を取るものとします。

#### 第12条(傷害保険)

甲は、本件コンサートの実施時における事故を対象とした傷害保険に、甲の費用負担にて加入するものとします。なお、万一、事故が発生し、乙が被った傷害により保険会社から保険金が支払われる場合、甲は受領した保険金を乙に支払うものとします。

#### 第13条(キャンセル)

乙の事情により、甲がリハーサル、ゲネプロまたは本番ステージをキャンセルせざるを得なかった場合、甲が被った損害については、甲乙両者は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとします。

#### 第14条(契約違反)

甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

#### 第15条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第16条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々1通ずつ保有します。

年 月 日

甲

乙